

○ 稲川土地改良区事務代決専決規程

〔昭和62年12月8日
制 定〕

（目的）

第1条 この規程は、稲川土地改良区の事務の円滑な執行を期するとともに、理事長の権限に属する事務の決定に関し、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の代決及び専決に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 事務代決専決の定義は次の各号の定めるところによる。

（1）代決

理事長又は理事長の職を代って行う者が不在の場合、一時代って決済することをいう。

（2）専決

理事長の権限に属する事務を、理事長の委任をうけて常時決済することをいう。

（代決）

第3条 理事長不在のときは事務局長がその事務を代決する。

（代決の制限）

第4条 代決者は次の各号の一に該当する場合は代決することができない。

（1）事の重大又は異例に属するとき。

（2）紛議、紛争があるとき、又は処理の結果紛議、紛争を生ずるおそれがあるとき。ただし、あらかじめ処理方針を指示されたもので、特に急を要するものは代決することができる。

第5条 代決した事項について施行後すみやかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りでない。

（事務局長の専決事項）

第6条 事務局長の専決事項は次のとおりとする。

（1）職員の管内出張に関すること。

（2）重要でない報告、進達及び副申に関すること。

（3）重要でない申請、照会、回答及び通知に関すること。

（4）公簿及び公図の閲覧に関すること。

（5）諸証明に関すること。

（6）1件の金額が三万円以下の契約（ただし工事の請負契約は除く）及び支出負担行為並びに支出命令に関すること。

（7）1件三万円以下の収入の調停及び収入命令に関すること。

（8）職員の研修に関すること。

- （9）職員の厚生に関すること。
- （10）扶養親族の認定に関すること。
- （11）通勤手当の認定に関すること。
- （12）出勤簿及び業務日誌に関すること。
- （13）使用料一万円以下の土地改良施設使用許可に関すること。

附 則

この規程は昭和63年4月1日から施行する。